

早良アン・アン・ネットワーク通信

No. 9

平成30年4月20日

平成30年度福岡県安全・安心まちづくり 団体事業補助金について

福岡県では、福岡県安全・安心まちづくり団体事業補助金により、地域の皆さんが自主的なグループを立ち上げて防犯活動を開始するために要する経費や、既存のグループで防犯活動を拡充するために要する経費の一部を補助しています。奮って御応募ください。

補助対象の団体・事業及び補助の条件

1 補助対象の団体

補助金の対象となる団体は、県民が自主的に組織する団体（ボランティア団体、町内会、自治会、PTA等）で継続的かつ計画的に地域の安全・安心まちづくりの推進に係る活動を行うことができるものです。ただし、県に地域防犯活動団体として登録されているか、又は登録を受ける予定であることが必要になります。

2 補助対象経費

交付対象となる経費は、防犯活動を新たに開始し又は拡充するために必要な次に掲げる経費です。

- ① 防犯活動用品等購入費（例：パトロール活動等に使用するベスト、ジャンパー、のぼり旗等。なお、事務用品費、ガソリン代等は対象外です。）
- ② 研修会費（例：講師謝金、会議室使用料。なお、申請団体の構成員のみを対象とする研修会や会議の経費は対象外です。）
- ③ 啓発用品購入費（例：防犯にかかる看板、パンフレット等の作成・購入費。）
- ④ 防犯図上訓練又は安全マップ作成に係る経費

3 募集期限

平成30年5月31日（木）福岡県人づくり・県民生活部生活安全課必着

4 補助金の額

1団体当たり10万円を上限とします。

5 その他の条件

補助金の交付を受けた団体は、補助事業終了後3年間は防犯活動を継続しなければならないほか、県が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとされています。このため、防犯に関する県主催の行事への参加の案内等が行われることがあります。

6 申請から交付決定までの流れ

- ① 申請書類の提出（申請団体→市町村）
- ② 申請の受け付け及び推薦（市町村→県）
- ③ 申請の審査（県）
- ④ 審査結果の通知（県→申請団体、市町村）



※ 申請書類の様式は、ウェブサイト「福岡県の安全・安心まちづくり」からダウンロードすることができるほか、市町村の防犯担当課でも入手できます。

事件事故や安全安心に関する情報を職場・自宅のパソコンに配信中！ 早良アン・アン・ネットワーク通信 受信を希望する方は、校区または住所(氏名の記載は任意です)を記載して早良署宛にメール送信して下さい。早良署メールアドレス sawara-ps@police.pref.fukuoka.jp